

平成 30 年度 東京医療学院大学の公的研究費不正防止計画

東京医療学院大学（以下「本学」という）は、平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1、責任体制の明確化

不正の発生する要因	防止計画
既存学科の公的研究費の獲得数の増加及び新学科の開設に伴う、運営・管理体制の整備が不十分である。	「東京医療学院大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」「公的研究費等の不正防止に関する基本方針」等の諸規定に基づく運営・管理に関する体制を学内外に情報公開を行うとともに、現管理体制の確認及び不正の発生要因の再検討を行い、運営・管理の実施状況について定期的に法人本部によるモニタリングを行う。(29) 情報公開及び内部監査は、平成 30 年度も継続して行っていく。統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者をそれぞれ配置し運営・管理体制の強化を図る。(30)

2、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正の発生する要因	防止計画
公的研究費使用ルールの整備不足	現時点で本学は、公的研究費の取り扱い実績が少なく、実際の処理において整備不足な点がみられる。再度、科研ハンドブック及び Q&A 等を参考に本学の「東京医療学院大学公的研究費取扱要領」の見直しをするのとともに、研究者及び事務職員に周知させ、機関内ルールの実行性を高める。(29) 平成 30 年度中に、現在の「東京医療学院大学公的研究費取扱要領」を改訂し、研究者および事務職員に周知させる。特に現在、科学研究費の交付を受けている研究者に対して講習会を開催する。(30)

<p>研究者及び事務職員の公的研究費の取り扱いに対する理解不足</p>	<p>研究者及び事務職員に対してのコンプライアンス教育を年に最低1回は受講させ、不正防止に関する誓約書の提出を義務付ける。また、研究者に対して、統括責任者はもとより学長による面談や相談を行う。事務職員においてもコンプライアンス教育のほか、日本学術振興会主催の実務者等説明会への積極的な参加を促し、公的研究費に対する理解を高め、実務の資質を向上させる。(29)</p> <p>引き続きコンプライアンス教育は年1回実施する。誓約書の提出は、コンプライアンス教育の講習会を行った後、その場で提出を義務付ける。欠席者には講習会の録画を受講させた上で誓約書を提出させる。(30)</p>
-------------------------------------	--

3、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	防止計画
<p>不正使用防止計画を策定・実施後に新たな不正要因が発生する。</p>	<p>新たな不正要因の発生に対する防止計画を適時追加する。また、モニタリング及び監査結果について、次年度の不正防止計画に反映させる。(29)</p> <p>不正防止計画推進委員会を適時に開催しており、次年度以降も継続的に不正要因の発生について監視を行い、当該委員会において実効性のある不正防止計画の立案に努める。(30)</p>

4、公的研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	防止計画
<p>年度末の予算執行の集中〔全体〕</p>	<p>月次での収支簿の取り纏めと、研究計画に対する予算執行状況の管理を徹底し、12月末の時点で30パーセントを割り込んでいる場合、最高管理責任者または統括管理責任者による面談を行う。(29)</p> <p>事務担当者から当該研究課題の研究者に対して今後の研究実施計画の確認と計画に基づく経費の早期の執行を促すとともに、最高管理責任者と研究者との面談を行う。(30)</p>

<p>発注する物品と研究内容との関連性の確認が不十分〔物品費〕</p>	<p>研究者からの備品及び消耗品等の請求について、事務職員が疑義に感じた場合、当該研究者に対し使途及び使用場所等の確認を徹底する。(29) 平成30年度以降も継続して確認を行うこととする。(30)</p>
<p>研究者の立替払いなどの例外処理の常態化〔物品費〕</p>	<p>立替払いが常態化した理由として、事務処理の遅滞が挙げられる。体制の見直し等により研究者からの物品請求に対するリアクションを早めることにより、立替払いの件数を減らす。(29) 現行、取扱要領に定められている研究者の立替払いの条件についての周知を徹底し、研究者によるインターネットでの発注およびクレジット清算のルールを整備を進める。(30)</p>
<p>取引業者の癒着による固定化〔物品費〕</p>	<p>定期的に各取引業者の取引高を確認し、段階的に一定額を超える都度、他業者からの相見積もりの取得を推進する。(29) 年間の各取引先の取引額等の整理を行い、一定の取引額を超える業者に対して不正行為に対する誓約書の提出を徹底する。また今後、科学研究費の採択状況が増加した場合、取引業者への講習会開催が実行できる体制を整備する。(30)</p>
<p>昨今の研究実施においてパソコンやタブレットなどの換金性の高い物品の購入が多く、転売や持ち帰りのリスクが発生している。</p>	<p>番号が付された独自のセキュリティーシールを作成し、検収時に添付する。用品管理台帳の作成を徹底する。(30)</p>
<p>近地旅費などの事実確認が不十分な出張〔旅費〕</p>	<p>出張先の用務及び打合せの相手方の記載を徹底させ、場合によっては打ち合わせ資料等の徴収を行う。(29) 平成30年度以降も継続して確認を行うこととする。(30)</p>
<p>非常勤雇用者(短期アルバイト等)の勤務状況の確認等の方法の未整備〔謝金〕</p>	<p>履歴書等を徴収しない短期のアルバイトや調査員等について、勤務内容報告や成果物に研究者及び雇用者に双方捺印をさせる。また、謝金の支払いについては雇用者の口座に直接振込みをする。(29) 本年度、実施した勤務状況の確認等の手続きをル</p>

	ール化し、「東京医療学院大学公的研究費取扱要領」に記載の上、周知徹底を図る。また、学外で行われる調査業務等に関する勤務状況の確認方法等の確立を検討する。(30)
業務の個人依存度が高く、牽制が働きにくい環境〔全体〕	公的研究費の運営・管理に対する社会的責任を再認識し、組織的な取組みとして体制強化に努める。(29) 監事から監査報告の意見を尊重し、事務組織の改編も含めて体制強化の検討をする。(30)

5、情報発信・共有化の推進

不正の発生する要因	防止計画
研究者と事務職員の情報発信・共有化についての環境の整備が不完全	研究者が事前に相談できる窓口として、総務課に担当者を配置する。また、学内外に本学の行動規範及び運営管理はもとより、公的研究費に関する取扱いに関する規程等をホームページにて公表する。(29) 総務課職員が、研究者からの公的研究費の取り扱いに関する相談に適切に対応できるよう体制の強化を図る。また、情報発信・共有化についてグループウェアの導入等も含めてさらなる向上策を検討する。(30)

6、モニタリングの在り方

不正の発生する要因	防止計画
監査体制の確立が不十分である。	法人本部が年に最低 1 回の会計書類の形式的要件等の監査及び機器備品の実地調査を行うのとともに、運営・管理の実施状況について定期的にモニタリングを行い、不正防止計画推進委員会と連携して不正発生要因の防止に努める。(29) 平成 30 年度、法人本部に内部監査室を設置し監査実施の継続性及び専門性を保証するものとする。(30)